

### 定例会一般質問

#### 1 長野県広報誌について

問 1月31日、朝刊を開くと、女性モデル二人が並ぶ、どこかおしゃやかな折り込み広告を目にした。どこかショップの広告かと思ってみると、それは、県の広報誌。これまでのものは一味違い、斬新で若者の目に留めると感じるものであった。がしかし、内容をよく見たとき、私は違和感を覚えた。それは私だけではなく、多くの県民の皆さんも同様で、県には多くの様々な御意見が寄せられ、現在は同様の内容である民放CMとWeb動画は止められている状況である。今回の広報誌には、障がいの考え方について「個人モデル」と「社会モデル」が並列で掲載された。残念ながら「社会モデル」は十分ではないが、「個人モデル」に頼ってしまう部分が多々あるのが現状ではあるが、今回、「個人モデル」を掲載したのは、どのような意図だったのか。加えて、この「個人モデル」に対して県の考え、今回の広報誌から伝え

たかったメッセージは、どのようなものだったのか。手を加え「障がいの考え方」についての広報を発信する予定はあるか。

(健康福祉部長)

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指すには、障がいのある方が直面する不利益や困難は、個人の心身機能が原因であるとすると「個人モデル」ではなく、障がいのない人を前提に作られた社会のつくりや仕組みこそ原因があるとすると「社会モデル」の考え方を基本とすべきものであると認識している。現在、検討を進めている「障がい者共生社会づくり条例（仮称）」においても、この「社会モデル」を基本に据えており、この理念、考え方を県民の皆様に広く、深く浸透させることが共生社会づくりの第一歩であるとの思いから、今回の広報誌を企画した。その際、目指すべき「社会モデル」、以前の考え方である「個人モデル」と比較することで理解が深まるものと考え、2つを併記するとともに、読者に自ら考えていただくため、目指す方向を提示せず、説明文も必要最小限とした。今回、伝えなかったのは、「障がいの社会モデル」の考え方であり、その実現のために一人ひとりができることは何かを考えていただきたいというメッセージであった。しかしながら、このメッセージがうまく伝わらないばかりか、誤解を生む状況もあったことは、深く反省して



#### 2 コロナ禍・コロナ後の教育現場について

問 昨年度、県内の修学旅行の実施状況は如何だったのか。また、同一市町村内での対応の差がでた所はあったか。兵庫県の中学校が、隣の中学校との修学旅行に対する対応の差に疑問を持ち、不満をそのままに終わらせず、自ら考えアンケートを取り、市教委に訴えるという行動を起こし話題となった。結果的に、修学旅行に対するコロナの影響を学びにつなげている。この兵庫県の中学校のように、この状況を「探究の学び」につなげた例はあるか。

(教育長)

令和2年度の小・中学校の修学旅行については、小学校は

356校中343校、中学校は186校中150校が実施した。同一市町村内で修学旅行の実施の可否が分かれたのは、小学校7市町村、中学校10市町村。また、行き先が県内外に分かれたのは、小学校28市町村、中学校が12市町村。これは、それぞれの学校の修学旅行の実施時期により、コロナの感染状況が異なるため生じたものであると考えている。修学旅行を探究の学びにつなげた事例については、ある小学校では、旅行の目的や予算等について、児童が総合的に考えて行き先を検討するとともに、理科で学習する火山と地質について実際に触れたり、体感したりして学ぶ旅行に変更したという事例があった。

問 昨年末、県内高校の吹奏楽部が全国大会出場を勝ち取ったものの、感染拡大地域であった東京都での開催だったため出場を辞退したとの新聞報道があった。大変悩んだ末の苦渋の決断であり、生徒の感染リスクを考えれば残念ではあるが、仕方がなかったと思う。ただ私が驚いたのは、感染者が2千人を超え、連日過去最多の感染者数を更新し、GOTOトラベル事業が一時停止されるような状況下の東京で、中止されることなく大会が開催された事。何か特別な対策がなされたのか、あるいは単なる開催側の意欲の問題だけなのか。県内大会の中止が相次いでいる。生徒たちの思いを考えれば県教委としては少しでも開催の可能性があれば最大限努力すべきと考える。また運動系の大会の方が実施されているとの声もある。実際運動系と文

(教育長)

化系で大会等の開催に差が生じているのか。実情と見解を聞く。県内で開催される運動系、文化系の大会には、県教育委員会が共催や後援をしている中体連や高体連、高文連の大会と、関与のない大会がある。いずれも県で定めている「長野県新型コロナウイルス感染症対策方針」に則って主催者が開催の可否を判断している。特に県が関与している大会については、コロナ感染予防対策の内容について確認し、安全な大会運営に向け指導・助言している。大会の主催者は、県のガイドラインに沿って、大会の内容や規模、開催地域の感染状況、会場の屋内屋外の別等、様々な条件を総合的に勘案した上で開催の可否判断をしており、その判断が実施の差に表れていると考えている。

問 小学校4年生以上の小中高生を対象に国立成育医療研究センターが行った「コロナ×こどもアンケート」から、小学生の15%、中学生の24%、高校生では30%に中等度以上のうつ症状が見られた事が明らかになった。県内の児童生徒の状況は如何か。うつ症状の要因には学校行事の中止が影響している可能性も大きいと言われている。近年、学習時間の確保や教員への負担を考え行事の縮小、廃止が検討され進められてきたが、改めて学校行事の重要性を考慮すべきではないか。ご見解また今後の方向性を聞く。

(教育長)

小・中学生のうつ症状の状況

について、県内の調査は実施していないが、学校においては、日々の健康観察や保健室への来室状況などから、不登校傾向から不登校への変化が見られたり、不安や悩みを訴える児童生徒が増えたりしているといった情報が養護教諭から寄せられている。学校行事は、様々な体験を通して達成感を味わい、子どもたちの自己肯定感を育む重要な機会であると思っている。コロナ禍においても、感染対策を講じた上で、各校の学校行事が適切に実施されるよう、実施方法の工夫や好事例の情報提供などに努めていきたい。

問 これまでの大学入試センター試験に代わり、新たに大学入学共通テストが実施された。県内の受験状況は如何か。コロナによる学習の遅れに対応するため、今回第二日程も用意された。県内高校では授業の遅れはなかったと認識しているが、第二日程を選択した生徒はどの程度でその理由はどのようなものだったのか。進路決定者にも共通テスト受験を指導することを疑問視する声がある。明らかに共通テストが不要の進路を選択する生徒に対しても受験を指導している例もあると聞くが見解は。また強制ではないとのことだが、その旨は生徒に対し、全ての学校で明確に示されているのか。これまでも必要性・金銭的負担等の点から様々な意見があったが、今回コロナウイルスへの感染リスクの点も加わった。今後の対応を聞く。

(教育長)

長野県の状況は、本年3月



卒業予定者のうち大学入学共通テストに志願した者の割合は45.6%で、前年度に比べると1.1%増加している。第二日程で受験した生徒は11名。理由については、一斉休業による「授業の遅れ」のため、受験することを学校長に認められたことによると、逆にこの理由でないことと第二日程は受験できないことになつていて、大学入学共通テストの受験については、推薦等による選抜の可否結果が分かる前に、このテストの出願期間が設定されていることから、受験料の負担が生じるものの推薦等による選抜の結果が判らない中であり、学校選抜の幅が広がる、あるいは学習習慣を乱すことな

く維持すること、入学後にスムーズに新しい学習生活に取り組みことができるなどを生徒及び保護者に対し説明し、理解を求めてきた。ただし、推薦等の選抜合格後については、進路決定後であり、共通テストを受験するかどうかは受験生の判断によるべきものと考えている。以上については、これまでも校長会等を通じ、各校の進路指導にあたっての留意事項として学校には対応を求めてきたところではあるが、改めて各校に通知し、生徒及び保護者に対して、丁寧に説明して理解を求め、適切な進路指導に努めていきたい。

**問** 今年度、県立高校の全ての普通教室で通信環境整備が完了したとのことだが、生徒達からは容量等に不満もあり不十分と言わざるを得ない。今後県立高校でICTを活用した学びがさらに進展することにより、多くの端末が同時にアクセ

スすると、さらにネットに繋がりにくくなる等の問題が生じると懸念されるが、今後の対応について聞く。県教委は、令和3年度県立高校に入学する生徒全員に対し、1人1台ずつの「端末を保護者負担により購入してもらう方針である」と示した。この方針は、その後端末の種類に、タブレットに加え所有する生徒が多いスマートフォンを含める方針に修正された。現状でも高校では教材費負担が大きくなっている。また入学時「授業では辞書を引き書き込むことが重要」ということで、電子辞書の使用を禁止として辞書を斡旋され購入したが、翌年の進級時「辞書を引く時間がもつたない」と、今後授業では電子辞書を使用すると斡旋され、購入するという困惑させられることも実際ある。保護者の、特に様々なお金がかかる入学時に経済的負担を可能な限り抑える工夫が必要と考えるが、どのように対応されるのか。

(教育長)

県立高校の通信回線については、既存の回線のまま生徒が1人1台ずつの「端末」を利用するようにになると、回線が逼迫し、端末が繋がりにくくなる恐れがある。そこで、今年度内に生徒端末用の光回線を別途新設しており、これで生徒がアクセスする通信環境については支障が生じないものと考えている。1人1台における保護者の経済的負担を抑える工夫については、クラウド化に伴って今まで導入してきた電子辞書利用の廃止や、共同調達や分割払いといった方法など様々な工夫が考えられる。今後保護者負担の軽減につ



今年度議会運営委員会の副委員長を務めております

いて検討していく。

**問** 小中学校では、国の補助もあり一人一台の「端末」の整備が進められている。一人一台占有できると言う事であれば自宅学習にも利用できる他、長期入院時や不登校児童生徒も利用可能となるが、実際の対応は、市町村により様々である。一人一台端末整備の定義を聞く。

(教育長)

GIGAスクール構想において整備されるタブレット端末等は、授業のみで使用するのではなく、学校でも家庭でも活用できるようにする方向が望ましいと考えている。その場合、端末の設定や持ち帰りに対する保護者の理解、協力を得るといった課題がある。県教育委員会としては、すでに持ち帰りを実施している市町村の情報や、国が今後持ち帰る場合の留意事項を示すとも言っており、それらを参考に市町村教育委員会とともに検討していく。

3 小児在宅医療について

**問** 県教委では、県立高校における長期入院生徒への

の学習支援事業が行われているが、在宅医療の場合も含め実施状況は如何か。開始されたばかりということもあり、周知が十分ではないように感じるが、対象生徒や保護者に対してこの支援についてはどのような形で提案されるのか。また、支援事業にはコーディネーターの配置もあるが、コーディネーターの支援内容はどのようなものか。小中学生に対しても、訪問支援事業も行われている。どちらの事業についても、派遣される教員、非常勤講師は十分な状況か。また、この支援を受けることによる評定への配慮はあるか。

(教育長)

本事業は、令和元年10月から実施しており、令和2年度2名の生徒が活用している。これまでに校長会等で広く学校現場に周知を図っており、各学校では生徒が長期入院となる際に、本人や保護者に本事業について確実に伝え、学習支援の相談に応じている。学習支援コーディネーターは、学校、医療機関、本人、保護者等との間に立って、当該生徒の主治医の所見等も確認しながら、学習支援を実施する際の病室環境の確認や「ICT」機器の手配、また生徒のニーズにあった学習支援の具体的な方法について調整し、支援を行っている。同時双方向型等で受けた授業については、当然評価の対象であり、対面授業と同様に、提出された課題等の学びの成果などを総合的に判断し、評定をつけている。小中学生に対しては、全国に先駆けて平成20年度から長期入院している児童生徒に対する訪問支援や、自宅療養期間

中の復学に向けた支援事業を行っており、要請のあったものについては全て教員を派遣して対応してきている。本年度は10名の教員が、1日1回、1、2時間程度指導にあたり、要請のあった35人の児童生徒全てを支援している。対象生徒の評定は、当該児童生徒の学習状況について入院前後に学習した内容に、訪問支援により学習した内容も含めて総合的に評価している。

**問**

県内に小児緩和施設「子どもホスピス」の設立を目指す動きがある。現在、全国には2施設あり、設立準備中が3施設程ある。横浜に設立予定の施設は、市が土地を無償で貸与し、看護師の人員費に対しても負担する予定になっている。また、休眠預金を全国の「子どもホスピス」に活用する検討も行われているようだ。ただ、この施設の枠組みや医療施設なのか福祉施設なのかといった難しい問題も抱えている。「子どもホスピス」に対する考え、また、県としての支援の可能性を聞く。

(知事)

全国で数か所しか存在しない訳であるが、いわゆる「子どもホスピス」は医療機関等とも連携した上で、命を脅かす重い病気を持つ子どもさん達やご家族に寄り添いながら、学びや遊びの場を提供するという施設であり、癒しの場として安心・希望を提供する場だと認識している。そうした施設を県内でも設立したいという動きがあり、また、そうした方々から、県にも担当課にご連絡いただいて欲しいという声も、どういったお考え、構想をお持ちなのか分お伺いしたいと思う。その上で、こうした施設をつくる場合には、既存の医療制度であるとか、福祉制度、そうしたものの連携あるいは活用が必要になってくると思いますが、色々な側面でも実現していく上では、課題もあるのではないかと。是非お気持ちに寄り添う形で、県としても一緒に考えていきたいと思う。

事業化されました

令和2年2月定例議会一般質問で取り上げ、要望しました、小児・AYA 世代がん患者等への妊孕性温存治療費の助成が、今年度事業化されました。県内居住者に対し男性に3万円、女性に20万円が助成されます。この事業が、がんと闘う子ども達やAYA 世代に夢と希望を与え、がんの治療後に新たな悩みを抱えることが無く、また治療の際の心の支えになるものと願っています。

※妊孕性温存とは

医療の進歩により、若年がん患者等への治療成績が向上している一方で、治療の副作用により将来の妊娠が望めなくなる可能性があります。一度失ってしまった妊孕性(妊娠する力)は二度と回復しない為、がん治療開始前に男性は「精子凍結」、女性は「卵子凍結・胚凍結・卵巣凍結」といった方法で妊孕性を温存する事です。